

船舶事故調査報告書

平成23年10月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	火災
発生日時	平成23年5月18日 11時45分ごろ
発生場所	静岡県浜松市浜名港入口南方沖 浜松市所在の舞阪灯台から真方位207° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯34° 38.5′ 東経137° 35.3′）
事故調査の経過	平成23年5月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八海 ^{かいしやう} 勝丸、9.1トン SO2-3761、個人所有 14.20m（Lr）×3.19m×1.18m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和58年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和56年3月6日 免許証交付日 平成18年11月20日 （平成24年6月5日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関室内の電気配線、蓄電池、主機付発電機等焼損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、浜名港入口南方12M付近でのしらす2そう引き漁を終えて浜名港に向けて北進中、平成23年5月18日11時45分ごろ、浜名港入口南方約2.4MIにおいて、主機の異常警報装置が作動した。 船長は、主機を停止したのち、操舵室を出て機関室入口引き戸から同室内を見たところ、主機と右舷燃料タンクとの間の床板付近から炎が上がっているのを認めた。 船長は、操舵室に戻り、僚船（以下「僚船A」という。）に現状を連絡し、僚船Aの船長が別の僚船（以下「僚船B」という。）に救援を要請した。 本船は、僚船A及び持運び式消火器を持って駆けつけた僚船Bによる消火活動で鎮火し、僚船Aに横抱きされた状態で浜名港に帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3 海象：平穏
その他の事項	本船は、機関室のほぼ中央に主機が据え付けられ、その両側に燃料タンクが配置されていて右舷燃料タンクの船尾方に蓄電池2個が設置されていた。

	<p>主機と燃料タンクとの間には、木製の床板が敷かれており、右舷床板の下部に蓄電池からの電線が配線されていた。</p> <p>本船は、蓄電池を約2年前に取り替えていた。</p> <p>本船は、火災発生前、主機及び周辺機器に異状を認めなかった。</p> <p>船長は、主機の異常警報装置が作動した際、警報の内容を確認しなかった。</p> <p>本船は、機関室内に持運び式消火器1本を備えていたが、火災が発生して船長が同室内に入れず、消火活動ができなかった。</p> <p>本船は、船長が火災を認めた約20分後に僚船A及び僚船Bが駆けつけ、僚船Aの持運び式消火器1本及び僚船Bの持運び式消火器3本を使用して鎮火した。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、浜名港入口南方沖を航行中、主機と右舷燃料タンクとの間の木製床板付近から出火したことから、周囲の可燃物に延焼したものと考えられる。</p> <p>本船は、木製床板付近の下部に配線された蓄電池からの電線が経年劣化等による被覆の絶縁低下を生じて過熱し、木製床板から出火するに至った可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、浜名港入口南方沖を航行中、主機と右舷燃料タンクとの間の木製床板付近から出火したため、周囲の可燃物に延焼したことにより発生したものと考えられる。</p>	